

静岡市火災予防条例の一部改正について

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例

静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号中「天蓋^{てんがい}」を「天蓋」に、「遮へい」を「遮蔽」に改め、同項第14号中「ふた」を「蓋」に改め、同項第15号ウ中「遮へい」を「遮蔽」に改める。

第3条の見出し中「ふろがま」を「風呂釜」に改め、同条第1項中「ふろがまの」を「風呂釜の」に改め、同項第1号中「かま内」を「釜内」に改め、同項第2号及び同条第2項中「ふろがま」を「風呂釜」に改める。

第5条第1項中「天蓋^{てんがい}」を「天蓋」に改める。

第12条の2第1項中「第63条第13号」を「第63条第14号」に改める。

第17条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第5号クにおいて同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第17条の2第1項第5号に次のように加え、同号を同項第6号とする。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第17条の2第1項第4号アからウまでの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第5号とする。

ケ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このケにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクタ

一に十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

コ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とし、また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には急速充電設備を自動的に停止させること。

サ 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第17条の2第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第23条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「水素ガス充てん」を「水素ガスの充填」に改め、同号オ中「充てん」を「充填」に改める。

第35条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め、同条第3項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に、「ふた」を「蓋」に改める。

第39条第4号中「さけめ」を「裂け目」に改める。

第43条第2項第7号、第44条第2項第2号及び第45条第2項第7号中「ふた」を「蓋」に改める。

第53条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす背」を「椅子背」に、「いすの」を「椅子の」に、「いす席」を「椅子席」に改め、同条第5号ア、イただし書及びウ中「いす席」を「椅子席」に改める。

第54条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす背」を「椅子背」に改め、同号ただし書中「いす座」を「椅子座」に改め、同条第4号ア中「いす席」を「椅子席」に、「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同号イ中「いす席」を「椅子席」に改める。

第55条中「いす席」を「椅子席」に改める。

第58条第1号ア中「いす席」を「椅子席」に、「長いす式」を「長椅子式」に改める。

第59条第3号ただし書中「かぎ」を「鍵」に改める。

第63条第17号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第18号とし、同条第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第64条第2号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改める。

別表第1中「ふろがま」を「風呂釜」に、「外がま」を「外釜」に、「ふろ用以外」を「風呂用以外」に、「内がま」を「内釜」に、「ふろ用バーナー」を「風呂用バーナー」に、「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の静岡市火災予防条例第17条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。